

サークルの会則

(名 称)

第1条 本サークルは、
と称する。

(目 的)

第2条 育児に関する情報交換会や行事など自主的な活動を行い、また地域の親子にも参加を呼びかけ、育児の支え合いや児童の健全な成長を図ることを目的とする。

(構 成)

第3条 主に就学前の児童を持つ保護者で構成し、サークルを構成する構成員の3分の2以上は市内に在住するものとする。

2 サークルに次の役員を置く。

代 表…… 名

副代表…… 名

会 計…… 名

3 役員任期は 年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第4条 定例会は原則として毎月 回開催するものとし、役員会は必要に応じて開催する。

(1) 連絡調整、情報交換に関する事項

(2) 研修・行事等に関する事項

(3) その他、対外的なことに関する事項

(その他)

第5条 本サークルは、宗教活動や営利を目的とする活動をしてはならない。

第6条 本サークルの運営に関し必要な事項は、その都度会議に諮るものとする。

(付則) この会則は、 年 月 日から施行する。